

平成 25 年

第 1 回市議会定例会 議案第 63 号

函館市旅館業法施行条例の一部改正について

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

函館市旅館業法施行条例（平成 17 年函館市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条各号列記以外の部分中「政令」を「旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）」に改める。

第 6 条の次に次の 4 条を加える。

（営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設）

第 7 条 法第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項および法第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の条例で定める社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(2) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館および同法第 29 条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの

(3) その他多数の生徒、児童および幼児の利用に供される施設であって市長が指定するもの

2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。

(営業の許可に際して意見を求めなければならない者)

第8条 法第3条第4項(法第3条の2第2項および法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、前条第1項に規定する施設が、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)または国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長とし、地方公共団体の設置する施設であるときは当該施設を所管する地方公共団体の長または教育委員会とし、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長とし、国、独立行政法人もしくは国立大学法人または地方公共団体もしくは地方独立行政法人以外の者の設置する施設であるときは当該施設の所在地の市町の長とする。

(営業の施設について講ずべき措置の基準)

第9条 法第4条第2項に規定する換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 採光または照明は、次のとおりとすること。

ア 客室、ロビーその他これらに類する場所にあつては、床面において70ルクス以上の照度を有すること。

イ 洗面所、浴場および便所にあつては、床面において20ルクス以上の照度を有すること。

ウ 廊下、階段その他の通路にあつては、床面において常時10ルクス以上の照度を有すること。

(2) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置を講ずること。

ア 毎日取り替えること。

イ 24時間以上取り替えないで循環させ、およびろ過している浴

槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあっては，アの規定にかかわらず，1週間に1回以上取り替えること。

ウ 気泡発生装置，シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には，連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(3) 露天風呂がある場合には，その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。

(4) 洗面設備には，飲用に適する水を供給すること。

(5) 寝具を常に清潔にし，寝具のうち，布団カバー，枕カバー，敷布，寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは，これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(6) 営業の施設を清掃し，当該施設のうち，便所，洗面所，浴場その他の不潔になりやすい場所については，必要に応じ消毒等を行い，衛生上支障がないようにすること。この場合において，連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽，浴槽水の循環ろ過装置および気泡発生装置等については，次に掲げるところにより措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては，当該浴槽を1週間に1回以上清掃し，および消毒すること。

イ 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し，および消毒すること。

ウ 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにすること。

(7) ねずみ，昆虫等の発生および侵入を防止し，ならびにその駆除を行うこと。

(8) 客室にガスを使用する設備がある場合には，その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。

(9) 換気設備，暖房設備，給水設備，排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し，または整備すること。

(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業が制限される感染症にか

かっている者またはその疑いのある者は，当該感染症をまん延させるおそれがある間，業務に従事させないこと。

（宿泊を拒むことができる事由）

第10条 法第5条第3号の条例で定める事由は，次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が，泥酔し，または言動が著しく異常で，他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者の服装または携帯品が，著しく不潔で，他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による旅館業法の一部改正に伴い，営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設，営業の許可に際して意見を求めなければならない者，営業の施設について講ずべき措置の基準および営業者が宿泊を拒むことができる事由を定め，ならびに規定を整備するため